

冬期野菜栽培普及推進事業補助金交付要綱第2条に規定する別表

1 対象者	<p>旭川市内の農業者等のうち、事業実施前年度（実績）又は事業実施年度（計画）において次の要件を全て満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売額50万円以上であること。 ・ビニールハウス（以下「ハウス」という。）を保有又は導入すること。
2 対象経費	<p>冬期栽培の実施に要する経費のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスの強靱化に用いる資材等（金属製パイプ、取付金具、ジャッキベース及びその他必要な資材）の購入費、加工費及び取付工事費。 ・ハウス本体の多重構造化に用いる資材等（金属製パイプ、取付金具並びにその他必要な資材及び機器）の購入費、加工費及び取付工事費。 <p>ただし、次の経費は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に上記資材等を導入しているハウスにおける補修又は資材等の単純更新に係る経費 ・ハウス本体、トンネル栽培又はマルチ栽培に用いるビニール類などの消耗品に係る経費
3 冬期栽培の基準要件	<p>(1) 栽培品目及び作型 上川総合振興局管内及び旭川市以北の地域において冬期間にハウス内での栽培及び収穫実績がある品目及び作型とする。</p> <p>(2) 取組期間 交付決定年を始期として、3か年以上実施するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 収穫及び出荷の時期 概ね12月から翌年2月までの間とする。</p>
4 補助金の額	<p>補助対象経費の50%以内（千円未満切捨）かつ50,000円以内の額を予算の範囲内において交付する。</p>
5 加点方式による審査	<p>申請内容の審査においては、次の事項について確認、加点した上で、得点が高い者に対して優先的に補助金を交付するものとする。</p> <p>(1) 冬期栽培への新規参入又は規模拡大に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新品目（1a以上）の導入 1品目につき1点加点（上限3点） イ 栽培面積の拡大 1a増につき1点加点（上限3点） <p>※ 上記ア、イについては、過去3年間の実績と事業計画を比較し、事業費（対象経費）との整合性が認められる事項のみ加点する。</p> <p>(2) 旭川市が実施する事業への協力に係る事項 旭川市が実施する現地調査、現地講習会等への協力 2点加点</p> <p>(3) その他の事項 過去に冬期野菜栽培実証事業協力費の支払い及び本補助金の交付決定を受けたことがない者 2点加点</p> <p style="text-align: right;">（最大10点加点）</p>